第８８号議案

志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

（志木市特別職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　志木市特別職員の給与に関する条例（昭和４５年志木市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「合計額に、」の次に「６月に支給する場合には」を、「１００分の２２７．５」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の２４２．５」を加える。

第２条　志木市特別職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「６月に支給する場合には１００分の２２７．５、１２月に支給する場合には１００分の２４２．５」を「１００分の２３５」に改める。

（志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第３条　志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４５年志木市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「合計額に、」の次に「６月に支給する場合には」を、「１００分の２２７．５」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の２４２．５」を加える。

第４条　志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「６月に支給する場合には１００分の２２７．５、１２月に支給する場合には１００分の２４２．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の志木市特別職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職員給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の特別職員給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の志木市特別職員の給与に関する条例又は第３条の規定による改正前の志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職員給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による給与の内払とみなす。

令和８年１１月２５日提出

志木市長　香　川　武　文

提　案　理　由

一般職員の給与改定を踏まえた特別職員等の期末手当の額を改定したいので、地方自治法第２０４条第３項の規定により、この案を提出するものである。